

がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針に関するQ&A

【AYA世代支援チームについて】(P. 11)

1 IIの2の(1)の⑥のエ「AYA世代支援チーム」において具体的に想定している構成職種はなにか。

(答)

○ 医師、看護師、公認心理師、社会福祉士や精神保健福祉士などを想定している。これらの職種の方で、一般社団法人AYAがんの医療と支援のあり方研究会による「AYA世代がんサポート研修」等の、AYA世代のがん患者の相談支援に関する研修を履修していることが望ましい。

【専門的な知識及び技能を有する医師の配置について】(P. 12)

- 1 IIの2の(2)の①のクの「地域における医療体制に大きな影響がある場合」とは、どのような状況を想定しているか。
- 2 令和5年4月1日からの拠点病院の指定に関して大きな影響があると見込まれる場合、どのような書類を提出する必要があるのか。

(答)

- 例えば、当該都道府県の複数(過半数以上)の拠点病院が当該要件によって拠点病院から外れるような状況で、県のがん診療の体制の継続性に関わるようなものを想定している。
- 都道府県として、当該病院のがん診療の質の担保に関する支援策や、要件充足のための是正策等について文書で御提出いただいた場合は、指定の検討会において審議を行う。書類の提出方法は課長通知本文に記載があるため、そちらを確認すること。

【診療実績について】(P. 13)

1 IIの3の(1)の症例数はどのように計上するのか。

(答)

- 患者数については以下のように定義する。
- ア 院内がん登録数(入院、外来は問わない自施設初回治療分)
院内がん登録標準登録様式における症例区分 20(自施設診断・自施設初回治療開始)及び 30(他施設診断・自施設初回治療開始)の数をいう。
 - イ 悪性腫瘍の手術件数
医科診療報酬点数表第2章第10部に掲げる悪性腫瘍手術をいう。(病理診断により悪性腫瘍であることが確認された場合に限る。)なお、内視鏡的切除も含む。
 - ウ がんに係る薬物療法のべ患者数
経口または静注による全身投与を対象とする。ただし内分泌療法単独の場合は含めない。なお、患者数については、1レジメンを1人として計上する。
 - エ 放射線治療のべ患者数

放射線治療とは医科診療報酬点数表第2章第12部の放射線治療に含まれるものとする。ただし、血液照射は除く。なお、患者数については、複数部位照射する場合でも、一連の治療計画であれば1人として計上する。

オ 緩和ケアチームの新規介入患者数

同一入院期間内であれば、複数回介入しても1人として計上する。

【当該がん医療圏に居住するがん患者の診療実績について】(P. 13)

1 IIの3の(1)の②「当該医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。」における診療実績はどのように算定するのか。

(答)

○ この場合の診療実績は、各医療機関の年間新入院がん患者数のうち、当該二次医療圏に居住している者を分子とし、患者調査の「病院の推計退院患者数(患者住所地もしくは施設住所地)、二次医療圏×傷病分類別」の当該二次医療圏の悪性新生物の数値を12倍したものを分母とすること。分子の数値はがん診療連携拠点病院現況報告の数値を用い、分母の数値には原則として患者調査の最新公開情報を用いること。

なお当該、がん医療圏と二次医療圏が一致しない場合は、各医療機関の年間新入院がん患者数のうち当該二次医療圏に居住している者を分子とし、患者調査の「病院の推計退院患者数(患者住所地もしくは施設住所地)、二次医療圏×傷病分類別」の当該二次医療圏の悪性新生物の数値を12倍したものを、当該二次医療圏の人口と当該がん医療圏の人口の比により、当該がん医療圏の病院の退院患者数を推定したものを分母とすること。

【がん相談支援センターについて】(P. 14)

1 IIの5の(1)のがん相談支援センターの業務内容は具体的にはなにか。

(答)

○ 以下に示す項目等について、がん相談支援センターが窓口となり、病院全体で対応できる体制を整備すること。

① がんの予防やがん検診に関する情報の提供

② がんの治療に関する一般的な情報の提供

ア がんの病態や標準的治療法

イ 自施設で対応可能ながん種や治療法等の診療機能及び、連携する医療機関

ウ アスベストによる肺がん及び中皮腫

エ HTLV-1関連疾患であるATL

オ セカンドオピニオンの提示が可能な医師や医療機関の紹介

カ 高齢者のがん治療

キ 患者の治療や意思決定

③ がんとの共生に関する情報の提供・相談支援

ア がん患者の療養生活

イ 就労(産業保健総合支援センターや職業安定所等との効果的な連携)

ウ 経済的支援

エ 小児がんの長期フォローアップ

オ アピアランスケアに関する相談

④ その他

ア 地域の医療機関におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する情報収集・提供

イ 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援

ウ 相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向上に向けた取組

エ その他相談支援に関すること

○ 以下に示す項目については自施設での提供が難しい場合には、適切な医療機関に紹介すること。

① がんゲノム医療に関する相談

② 希少がんに関する相談

③ AYA世代にあるがん患者に対する治療療養や就学、就労支援に関する相談

④ がん治療に伴う生殖機能への影響や、生殖機能の温存に関する相談

⑤ 障害のある患者への支援に関する相談

【政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研究】(P. 17 及び 24)

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研究とは具体的に何にか。</p> <p>2 研究の協力依頼に対応する窓口の連絡先を国立がん研究センターに登録する具体的な方法はなにか。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|

(答)

○ 政策的公衆衛生的な調査研究とは、厚生労働省委託事業又は厚生労働省、その他の官公庁若しくは都道府県から協力依頼のある調査とする。

なお、研究の協力依頼に対応するための、各施設の連絡先を現況報告書に記載して提出すること。

【医療安全について】(P. 17 及び 25)

- | |
|------------------------------|
| <p>1 IIの7の(3)の第三者評価とは何か。</p> |
|------------------------------|

(答)

○ 日本医療機能評価機構の病院機能評価、ISO(国際標準化機構)認証、JCI(Joint Commission International)認証を想定している。ただし、複数医療機関同士での相互評価等は含まない。

【既指定病院について】(P. 25)

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 指定の期間が令和5年3月31日までとなっている既指定病院は、この期間内は「がん診療連携拠点病院等の整備について」(令和4年8月1日付け健発0801第16号厚生労働省健康局長通知)で新しく定めた指定要件を満たしていなくても、現行の指定類型に変更はないということによいか。</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(答)

- 令和4年4月1日時点で旧指針に基づき定められていた指定の有効期間に限り、令和4年8月1日時点で拠点病院等として指定を受けていた医療機関は従前の指定の効果が継続する。ただし、この期間内であっても、がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会における議論を踏まえ、当該病院の指定の取り消しが行われる場合はこの限りでない。

【地域連携クリティカルパスについて】

1 指針改定にあたり、旧指針にあった「地域連携クリティカルパス」の文言が削除されたが、引き続き地域連携クリティカルパスの整備・活用は必須か。

(答)

- 地域連携クリティカルパスの活用状況については、地域ごとに大きな差異が見られ、全国一律で必須要件とすることは妥当ではないとがん診療連携拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループにおいて判断された。従って、今後、地域連携クリティカルパスの整備・活用は必須としていない。

【新旧対照表について】

1 整備指針の新旧対照表は公表されないのか。

(答)

- 全面改定のため、新旧関係が複雑になりすぎることから、新旧対照表の公表は予定していない。

【令和5年4月以降の拠点病院等の指定について】

1 令和5年4月1日以降の拠点病院等の指定を希望する場合に、「がん診療連携拠点病院等の整備について」(令和4年8月1日付け健発 0801 第16号厚生労働省健康局長通知)で新しく定めた指定要件はいつの時点で満たす必要があるか。

(答)

- 原則、令和4年の現況報告の基準日(本年9月1日)時点で満たす必要がある。一方で、基準日時点で充足できていないものは、充足見込みなどの取組状況を所定の様式に記入いただいた場合、指定の検討会において指定の可否について審議を行う。対応方法は課長通知に記載があるため、そちらを確認すること。